

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年2月26日 午前9時30分  
場 所 三条市総合福祉センター 多目的ホール

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

## 報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 農業委員出席委員 17名

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 野崎文夫委員  | 2番 阿部眞佐雄委員 |
| 3番 小川弘樹委員  | 4番 渡邊勝夫委員  |
| 5番 田邊敦子委員  | 6番 三師満夫委員  |
| 7番 五十嵐秀一委員 | 8番 小林茂宏委員  |
| 10番 原田勝委員  | 11番 渡邊一英委員 |
| 12番 廣川哲也委員 | 13番 清野秀作委員 |
| 14番 佐藤秀樹委員 | 15番 佐藤一富委員 |
| 16番 藤田吉則委員 | 17番 熊倉睦委員  |
| 18番 田邊稔委員  | 19番 佐藤裕雄委員 |

## 農業委員欠席委員 1名

- 9番 坂井浩行委員

## 推進委員出席委員 18名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利弥 委員	内山 清 委員
内山 敏雄 委員	大桃 伸之 委員
刈屋 一夫 委員	蒲澤 利嗣 委員
蒲澤 正 委員	北澤 正之 委員
栞原 一郎 委員	捧 幸伸 委員
長谷川 浄二 委員	原田 孝一 委員
松岡 博一 委員	吉田 精一 委員
吉田 昇 委員	渡邊 正 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	阿部 勝 峰
経営基盤係 係長	早川 実
経営基盤係 主任	長谷川 義 隆

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席18名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名議員につきましては、定めるところにより私のほうから指名をいたします。10番、原田勝委員、11番、渡邊一英委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に皆さんにお諮りしたいと思います。議第1号及び議第2号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいで議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

おはようございます。これより議第1号の説明に入ります前に、大変恐縮ですが、議案の訂正のお願いを申し上げます。すみません、座って説明させていただきます。

お手元に配付させていただきました議第6号正誤表を御覧願います。あわせて、議案39ページ、お願いします。

105番の案件ですけれども、譲渡人が3人いらっしゃいましたが、2人のみ記載しておりました。3人おりますので、正誤表のとおり、外2名といった表記に修正をさせていただきました。よろしく願いいたします。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

1ページを御覧願います。今月の申請は3件で、合計面積1万9,400平米であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

595番は、須戸新田地内の農地1筆、2,003平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

596番は、渡前地内の農地2筆、6,272平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

597番は、福島新田地内の農地4筆、1万1,125平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件について御説明いたします。

27ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定47件、面積24万9,969.29平米、再設定21件、面積7万8,475.91平米、合計では68件、面積32万8,445.20平米であります。

それでは、戻りまして2ページの598番から順に御説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

598番から12ページの626番までの29件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

598番は、上保内地内の農地15筆、6,195平米。

599番は、吉田地内の農地1筆、2,982平米。

600番は、吉田地内の農地1筆、2,093平米。

601番は、小古瀬地内ほかの農地3筆、1万8,877平米。この件について利用権設定を受ける者、NYKファームとありますけれども、ここは株式会社日本容器工業長岡の子会社で、農地所有適格法人の資格を有し、利用権設定を始めたところでありまして、経営面積はゼロとなっているものであります。

602番は、芹山地内の農地5筆、2万2,622平米。

4ページをお願いします。

603番は、中曽根新田地内の農地14筆、2万8,276平米。

604番は、中曽根新田地内の農地2筆、5,173平米。

605番は、矢田地内の農地6筆、1万1,062平米。

606番は、長野地内の農地1筆、496平米。

607番は、次ページまで続きますが、上保内地内の農地14筆、7,776平米。

608番は、鹿峠地内の農地2筆、1,991平米。

609番は、土場地内の農地3筆、3,037平米。

610番は、渡前地内ほかの農地9筆、2万5,370平米。

611番は、戸口地内の農地1筆、3,810平米。

612番は、島川原地内の農地1筆、347平米。

8ページをお願いします。

613番は、島川原地内の農地1筆、331平米。

614番は、島川原地内の農地5筆、8,555平米。

615番は、島川原地内の農地1筆、2,418平米。

616番は、島川原地内の農地1筆、2,771平米。

617番は、島川原地内の農地1筆、663平米。

618番は、北潟地内の農地5筆、5,527平米。

10ページをお願いします。

619番は、北潟地内の農地1筆、563平米。

620番は、北潟地内の農地3筆、2,804平米。

621番は、茅原地内の農地1筆、3,024平米。

622番は、戸口地内の農地2筆、6,870平米。

623番は、帯織地内の農地1筆、1,721平米。

624番は、帯織地内の農地3筆、6,845平米。

12ページをお願いします。

625番は、上谷地地内の農地1筆、1,094平米。

626番は、中浦地内の農地3筆、1,344平米。

以上29件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

627番から20ページの644番までの18件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

それでは、627番から順に御説明いたします。

627番は、上保内地内の農地11筆、4,256.15平米。

628番は、上保内地内の農地2筆、1,772平米。

629番は、上保内地内の農地12筆、3,944.61平米。

14ページをお願いします。

630番は、上保内地内の農地2筆、1,030平米。

631番は、上保内地内の農地12筆、5,400.62平米。

632番は、上保内地内の農地6筆、2,059平米。

633番は、金子新田地内ほかの農地4筆、7,670平米。

634番は、塚野目地内の農地2筆、1,189平米。

16ページをお願いします。

635番は、東大崎地内の農地3筆、1,790平米。

636番は、東大崎地内ほかの農地23筆、1万2,993.91平米。

637番は、柳沢地内の農地2筆、475平米。

638番は、上保内地内の農地5筆、2,776平米。

18ページをお願いします。

639番は、上保内地内の農地4筆、2,062平米。

640番は、下保内地内の農地2筆、1,037平米。

641番は、下保内地内の農地7筆、2,040平米。

642番は、下保内地内の農地6筆、3,774平米。

643番は、下保内地内の農地1筆、988平米。

644番は、次ページまで続きますが、代官島地内ほかの農地15筆、1万75平米。

以上18件は、新潟県農林公社が新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

次の645番から27ページ665番までの21件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告を願います。

第3調査部会長は、佐藤代理の隣に着席願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果について御報告いたします。

第3調査部会では、2月24日午前9時より三条市役所2階第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、佐藤会長代理出席の下、会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時40分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転3件、新規設定47件、再設定21件、合計件数71件、面積34万7,845.2平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の53件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする18件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

33ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定9件、面積6万5,332.29平米、利用権移転3件、面積8,887平米、合計では12件、面積7万4,219.29平米であります。

28ページにお戻りをいただき、1番から順に御説明いたします。

なお、議第2号参考といたしまして、1月25日現在の借受け希望者リストを送付させていただいておりますので、併せて御覧をいただきたいと思います。

それでは、配分計画（案）を御説明いたします。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、上保内地内の農地25筆、9,972.76平米。

2番は、上保内地内の農地6筆、1,937.62平米。

3番は、上保内地内の農地14筆、6,552平米。

4番は、袋地内ほかの農地4筆、7,670平米。

5番は、塚野目地内の農地2筆、1,189平米。

30ページをお願いします。

6番は、東大崎地内ほかの農地28筆、1万5,258.91平米。

7番は、上保内地内の農地9筆、4,838平米。

8番は、下保内地内の農地16筆、7,839平米。

9番は、次ページまで続きますけれども、代官島地内ほかの農地15筆、1万75平米。  
以上9件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとしますのでございます。  
続きまして、利用権移転の案件につきまして御説明いたします。

10番は、平成28年10月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の上保内地内の農地11筆、6,106平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

11番は、令和元年12月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされた利用配分計画のうち、記載の上保内地内の農地4筆、1,133平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

12番は、令和元年12月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の上保内地内の農地3筆、1,648平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

以上、3件は、それぞれ記載の借受人に利用権移転をしたいとしますのでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定9件、利用権移転3件、合計件数12件、面積7万4,219.29平米で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

35ページをお願いします。今月の申請は5件で、合計面積4,773平米であります。

34ページにお戻りをお願いします。

45番は、東鱒田地内の農地3筆、494平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

なお、一部、農地法第5条の許可を受けた土地が含まれておりますが、転用の計画がなくなったことから、備考欄にあるとおり5条許可の取消し申請が出ております。取消し許可を受けて、第3条による所有権移転をしたいとするものでございます。

46番は、月岡三丁目地内の農地1筆、168平米を譲受人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

47番は、月岡三丁目地内の農地4筆、1,511平米を譲受人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

48番は、代官島地内の農地6筆、551平米を譲受人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

49番は、小滝地内の農地5筆、2,049平米を譲受人が譲渡人の要望により、贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、贈与によるもの1件、合計件数5件、面積4,773平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしておりますが、45番については農地法第5条の許可済みの農地が含まれていることから、議第6号の114番において当該農地が農地法第5条許可の取消し許可となったとき許可することとし、その他の要件については許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）



ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、45番を除く4件について許可することとし、45番の案件については、議第6号の114番において農地法第5条の許可の取消し許可申請があった後に許可といたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

37ページを御覧願います。今月の申請は4件で、合計面積1,222平米であります。

36ページにお戻りをお願いします。22番及び23番の2件について説明いたします。

22番は中新地内の農地2筆、510平米を、23番は中新地内の農地2筆、479平米を、それぞれ売買により取得し、合計面積989平米と既存の宅地220.99平米と一体で、倉庫1棟、通路及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条土地改良区事務所北西350メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の105番で農地法第5条の許可申請がなされております。

24番は、計画変更のみの申請で、月岡二丁目地内の農地2筆、208平米を、住宅1棟の用地として利用したいものです。当初の計画を縮小する変更です。場所につきましては、聖母こども園南側100メートル付近で、都市計画用途地域の第一種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

25番は、24番の計画変更で縮小した月岡二丁目地内の農地1筆、25平米を売買により取得し、通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、聖母こども園南側100メートル付近で、都市計画用途地域の第一種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の106番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

### 第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数4件、面積1,222平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

### 議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

### 議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

### 議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

### 事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

38ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積212平米であります。

11番は、新光町地内の農地1筆、212平米を、北側既存宅地37.33平米と一体で、通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条総合病院西側450メートル付近で、500メートル以内に2つの医療施設があり、かつ申請地東側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

### 議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

### 第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、1件、面積212平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

41ページを御覧願います。今月の申請は13件で、合計面積8,501平米であります。この合計面積には、114番の取消し案件の面積は含まれておりませんので、よろしくお願いたします。

39ページにお戻りをお願いします。

105番及び106番は、先ほど御審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の22番、23番及び25番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

107番は、東裏館二丁目地内の農地1筆、308平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条市役所三条庁舎西側300メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

108番は、西裏館二丁目地内の農地3筆、1,485平米を売買により取得し、既存宅地373平米と一体利用し、宅地分譲地7区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、体育文化会館西側、市道を挟んだ隣接地で、都市計画用途地域の準工業地域と第1種住居地域をまたぐ農地

であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

40ページをお願いします。

109番は、西裏館三丁目地内の農地2筆、1,936平米を売買により取得し、宅地分譲地10区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、消防本部北側330メートル付近で、都市計画用途地域の第一種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

110番は、西本成寺一丁目地内の農地2筆、1,619平米を売買により取得し、既存宅地1.99平米と一体利用し、宅地分譲地6区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、国道8号直江(一)交差点南側220メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

111番は、東新保地内の農地1筆、173平米を、使用貸借権の設定により、住宅1棟及び駐車場2台の農地として利用したいものです。場所につきましては、JR三条駅北東230メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

112番は、塚野目五丁目地内の農地2筆、165平米を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条総合病院南東260メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

113番は、北入蔵一丁目地内の農地1筆、231平米を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、ハローワーク三条西側140メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

114番は、取消し案件でございます。昭和46年5月の総会で御審議いただき、昭和46年6月7日付で住宅建築の用地として5条許可を得た東鱈田地内の農地1筆、227平米の許可について、建築計画の取りやめのため、取消しの申請があったものです。

115番は、上須頃地内の農地2筆、167平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、須頃小学校北西160メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

116番は、上須頃地内の農地2筆、779平米を売買により取得し、既存宅地等1,688.51平米と一体利用し、建売住宅4棟、宅地分譲地7区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、須頃小学校北西540メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

117番は、令和2年7月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。善久寺地内の農地1筆、624平米を賃貸借

権の設定により、既存宅地1,546平米と一体利用し、車両置場の用地として利用したいものです。場所につきましては、ただいま一と北西270メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、取消し案件1件については許可を取り消すこととし、その取消し案件以外については合計件数12件、面積8,501平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可とすることといたします。

第3調査部会長は自席へお戻りください。どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告をお願いします。

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。3月24日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は29日午後3時から開催予定にしておりますが、というのは後で局長のほうから説明があるかと思いますが、私のほうから若干説明させていただきます。

恒例の職員の人事異動のために歓送迎会を毎年やっているわけでございますが、今年度、皆さん御承知のとおり、コロナウイルス感染症でまだ今懇親会はしないでくれという報道になっておりますので、3月の末、半ば過ぎになったらどういう状況になるか分かりませんが、もしやれるようだったら私の場合はやりたいなという方向で考えているわけでございます。できなければ中止という形でやりますが、当市の職員から皆さん委員の指導をしていただいたり、またお世話になったりしているかと思っておりますので、歓送迎会はできるだけやりたいなというような、職員もやりたいなという考えでおりますので、4月ですか、お別れ会があります。農業委員会、今回で任期終了ということで毎年毎回お別れ会がございますので、そのときにもやったらどうかなという考えを示しておりますので、決定次第、また局長のほうから案内を出すかと思っておりますので、どうか御理解願いたいと思います。

それでは、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（10番）

---

議事録署名委員（11番）

---